

株式会社ジチタイアドと 空き家の解消に関する連携協定を締結

町は空き家問題解決のための総合プラットフォーム「アキソル (akisol)」を運営する株式会社ジチタイアドと協定を締結しました。

「アキソル (akisol)」とは？

空き家問題の原因は個々別々であり、「何をしたらいいかわからない」方も多いと考えます。

「アキソル」では、売却、相続、草木の剪定、遺品の管理など、空き家に関する様々なお悩みについて無料で相談でき、情報提供や事業者とのマッチングなど、問題解決に向けたサポートを行っています。

現在空き家を所有している方や、空き家に関する問題で困っている方などは、ぜひご相談ください！

※相談は無料ですが、サポートの内容によっては一部費用が発生する可能性があります。

相談窓口(問合せ先)について

株式会社ジチタイアド akisol (アキソル) カスタマーサポート

☎0120 (772) 135 (フリーダイヤル) 平日9時～18時

所在地 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 Mg薬院ビル7階



▲町ホームページ

優良運転者の表彰申込みを受付けます

杉戸地区交通安全協会および杉戸警察署では、優良運転者の表彰を行います。

表彰区分 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年・45年・50年(10区分)

対象 ・杉戸地区交通安全協会入会者
・過去5年以上無事故無違反で、前の表彰区分から、3月31日現在で5年以上経過した方

受付期間 3月3日(月)～31日(月)
(土・日・祝日を除く)

費用 670円(無事故無違反証明書費用)

申込方法 免許証、会員証、印鑑持参の上、協会事務局(杉戸警察署内)に申込

革ジャンの男頬張るドーナッツ
毛利維子
風厳し東尋坊に厚ジャケツ
新田雄悦
宿下駄で思はぬ遠出冬紅葉
鈴木義雄
短日やあれ・それ・これで日の暮れて
佐川喜克
研ぎ上げし刃物の匂ふ冬初め
野坂潭
大吉のみくじを挟む初日記
武藤芳夫
新鮮に老いてゆきたし注連飾る
西松洋子
神の居るふりして祝詞元旦祭
松田英雄
遠筑波横たふ利根に初明り
駒田美津子
北国のばあばの絵文字初メール
矢仲勝
おだやかな介護する友福寿草
岡薫子
遠景に朱鷺の舞ひおり初日の出
浜名勇
初春を刻む柱の古時計
佐々木史女
好物のしゃぶしゃぶ続く松の内
相馬治枝

俳句

このコーナーは、公民館で活動する「光風会」「杉風会」による投句を掲載しています。

国民年金保険料の納付は前納がお得です

申請・問合せ

春日部年金事務所 ☎048 (737) 7112
町民課 国民年金担当 内線253・453

国民年金保険料の納付には、保険料をまとめて払いすると割引のある「前納制度」があります。

口座振替またはクレジットカードでのお支払で、2年前納(4月分から翌々年3月分)、1年前納(4月分から翌年3月分)および6か月前納(4月分から9月分)をご希望の方は、2月28日までに日本年金機構へ届くように申請書を提出する必要があります。町民課の窓口でも提出できますが、**2月25日までに**手続きをお願いします。

令和7年度 市町村交通災害共済会員を募集します

問合せ

危機管理課 交通・防犯担当
内線284

交通災害共済とは、皆さんが会費を出し合って、交通事故により負傷した会員の方に見舞金をお支払いする相互扶助制度です。現在加入している方は、3月31日で期間満了となります。引き続き加入を希望される方は、申込手続きをお願いします。

加入資格 ・町内在住で、住民登録されている方
・加入資格者に扶養されており、修学のため町外に転出している方

共済期間 4月1日～令和8年3月31日までの1年間(4月1日以降の中途加入の場合は、加入申込日の翌日から令和8年3月31日まで)
※加入者が他市町村に転出した場合でも共済期間内は有効

会費 500円(一人一口。中途加入も同額。)

申込方法 ・ゆうちょ銀行・郵便局での申込(令和7年12月末まで)：申込用紙に会費を添えて最寄りの郵便局で申込(町外の一部のゆうちょ銀行・郵便局でも申込可)

・役場窓口での申込：申込用紙に会費を添えて危機管理課窓口で申込

※事故の相手方の損害を補償するもの(自転車保険など)ではありません。

申込用紙配布方法の変更について

これまで、申込用紙は広報すぎとと一緒に各世帯へ配布していましたが、経費削減および環境負荷の軽減の観点から配布方法を変更し、町内郵便局・各公民館・役場への配置とさせていただきます。

3月1日(土)～7日(金)

全国一斉春の火災予防運動を実施します

問合せ

埼玉東部消防組合 杉戸消防署
管理指導課 ☎(33) 6010

春の火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の意識を高め、火災の発生を防止することを目的としています。かけがえのない命や財産を失わないよう、火気の使用には十分注意しましょう。

住宅用火災警報器の設置・維持管理

住宅用火災警報器は、火災発生時の逃げ遅れによる犠牲者をなくすため、全ての住宅への設置が義務付けられています。

設置がお済みのご家庭は、定期的に点検・清掃をしていただき、おおむね10年を目安に警報器の交換をお勧めします。



第38回 杉戸町防火ポスター展

町内の小学生が描いた火災予防に関する絵を展示します。

日時 3月1日(土)～9日(日)
10時～16時

場所 エコ・スポいずみ 多目的スペース

入場料 無料

